

支援費制度の概要について

1 支援費制度の全体像

① 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

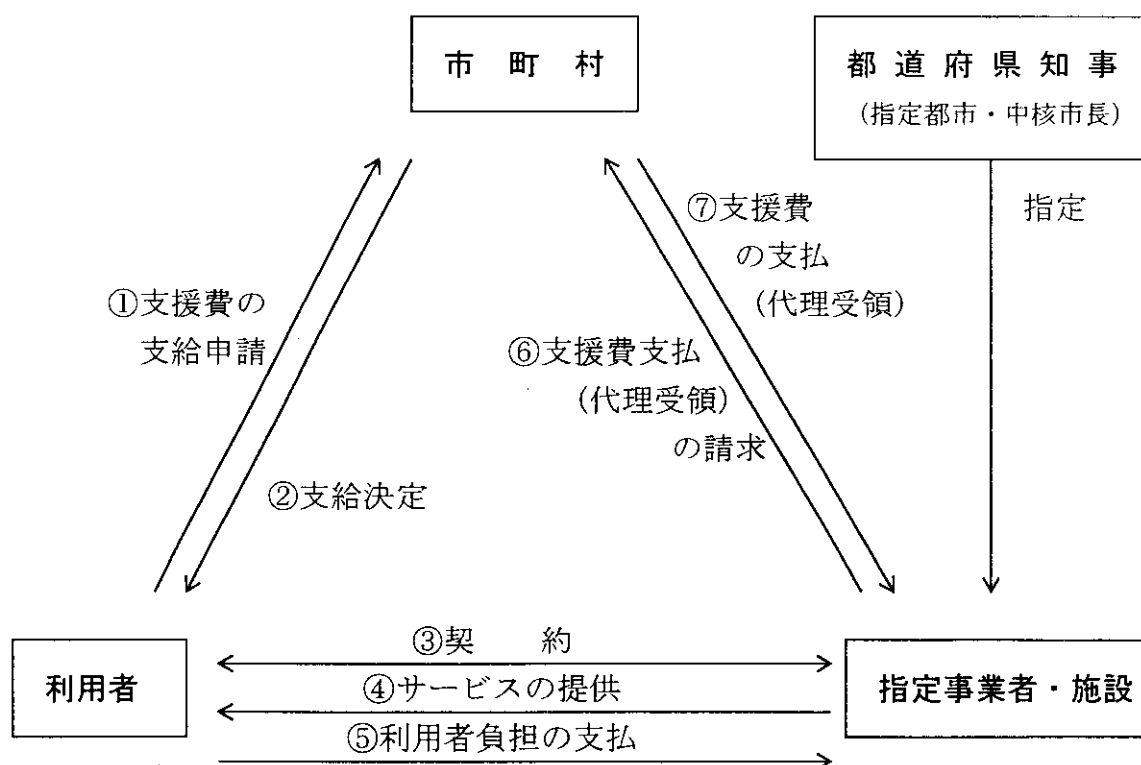
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

② 基本的な仕組み

- ア 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービス選択のための相談支援を受け、市町村に支援費支給の申請を行う。
- イ 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- ウ 都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- エ 障害者福祉サービスを利用したときは、
- ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。（ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式をとる。）

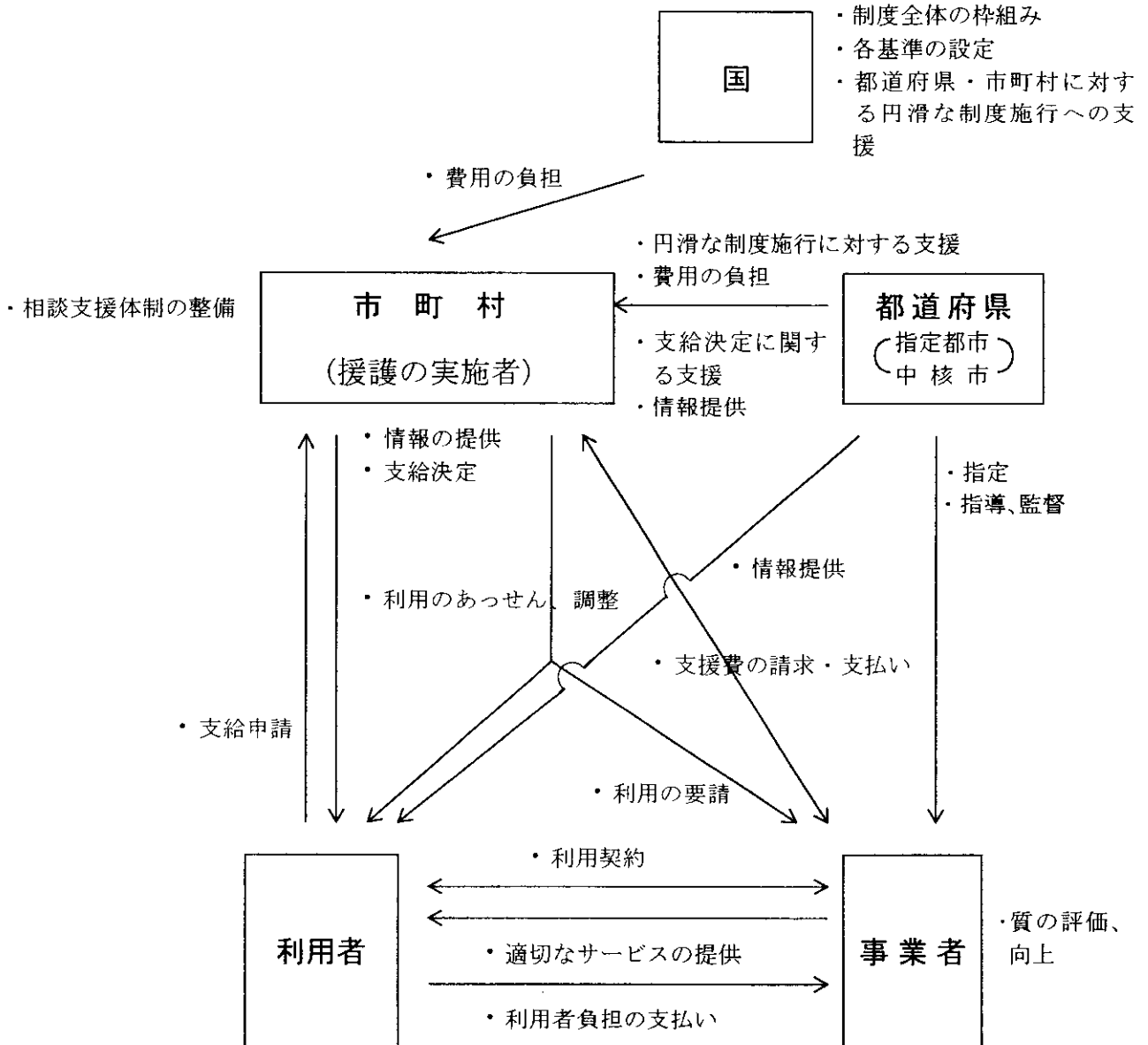


- オ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置によりサービスの提供や施設へ入所を決定。

③ 対象となるサービス

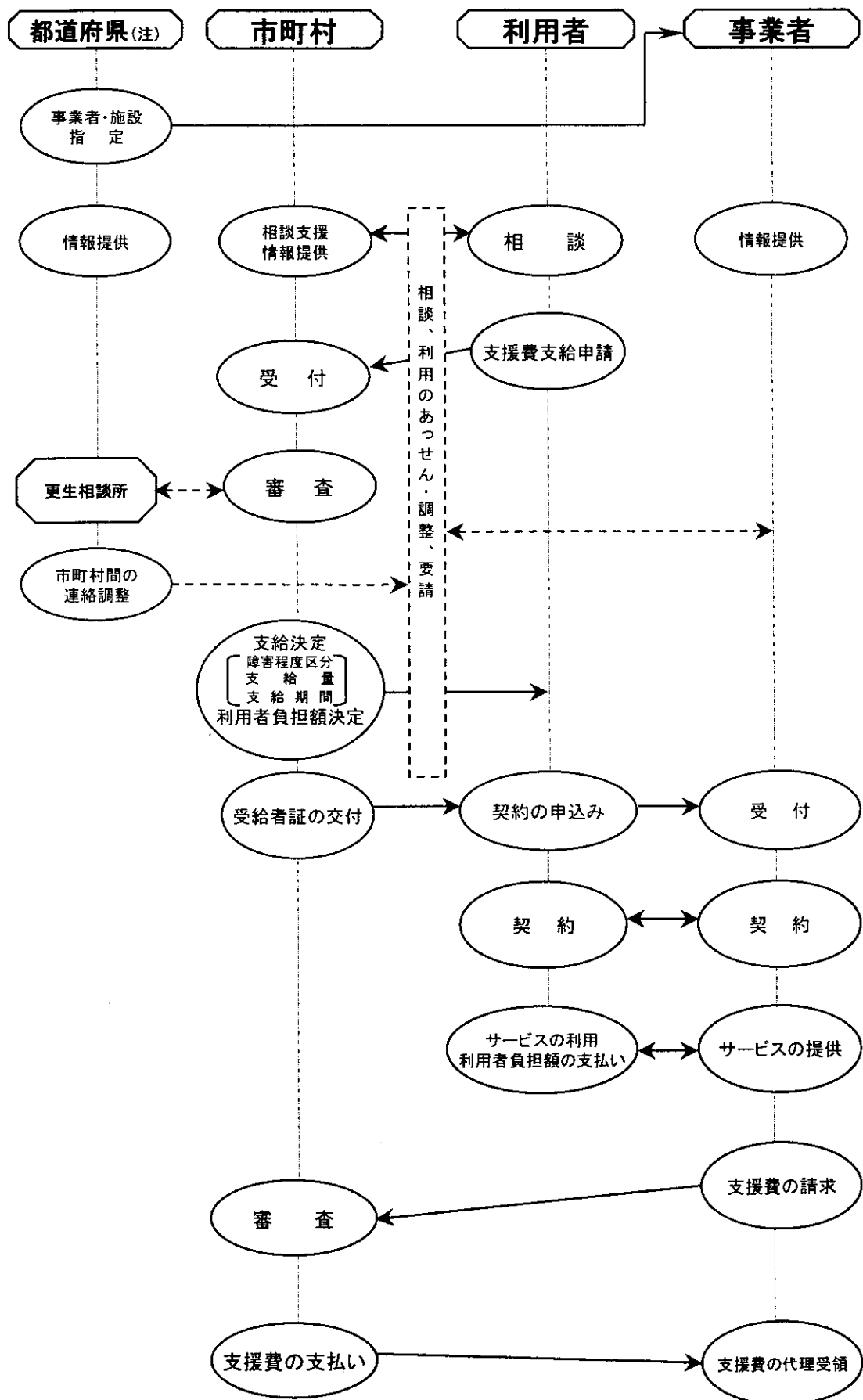
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児関係のみ)
支 援 費 制 度 の 対 象 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 <p>(政令で定める施設に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護等 事業 ・身体障害者デイサービス 事業 ・身体障害者短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 <p>(政令で定める施設に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会が 設置する福祉施設 ・知的障害者居宅介護等 事業 ・知的障害者デイサービス 事業 ・知的障害者短期入所事業 ・知的障害者地域生活援助 事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護等事業 ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業

2 国、都道府県、市町村、事業者の役割



- 国の役割**
 国は、制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県および市町村への支援を行う。
- 都道府県の役割**
 都道府県は、市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者・施設の指定および指導・監督を行う。
- 市町村の役割**
 市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行う。
- 事業者の役割**
 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努める。

3 支援費制度の基本的な流れ



(注) 指定都市、中核市を含む

4 支援費制度施行までの日程(案)

		国	都道府県等	市町村
13年度	IV	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者指定基準(案)の提示 ○支援費支給決定に係る政省令(案)の提示 ○全国担当課長会議の開催 ○事業者指定関係省令の公布 ○支援費支給決定関係政省令の公布 ○その他の手続き関係政省令の公布 ○全国担当者会議の開催 		
14年度	I	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等事務処理要領の提示 ○都道府県支援費担当職員等説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者説明会の開催 ○支援費支給決定事務に係る市町村職員説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援費制度についての広報・啓発 ○相談体制の整備
	II	<ul style="list-style-type: none"> ○支援費国庫負担等概算要求 ○支援費基準・利用者負担の骨格提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害程度区分に係る市町村職員説明会の開催 ○事業者の指定開始 ○事業者台帳の整備、事業者情報市町村へ周知 ○知的施設入所者等情報を市町村に移管 	<ul style="list-style-type: none"> ○支給決定に係る審査基準の策定 ○サービス利用者の把握、申請の勧奨 ○標準事務処理期間の設定
	III		<ul style="list-style-type: none"> ○15' 施行のための予算要求等 	<ul style="list-style-type: none"> ○支給申請受付開始及び支給決定開始 ○15' 施行のための予算要求等
	IV	<ul style="list-style-type: none"> ○15' 障害保健福祉関係予算の確定 ○支援費基準、利用者負担関係告示等の公布 ○全国担当者会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○15' 障害保健福祉関係予算の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ○15' 障害保健福祉関係予算の確定 ○受給者証交付
15年度		制 度 発 足		

5 支給決定に関すること

(1) 支給決定の際の勘案事項について

支援費の支給決定については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その要否を決定し、居宅生活支援費であれば、支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば、障害程度区分と支給期間を定めることとしている。

厚生労働省令で定める勘案事項としては、以下のものを予定している。

- ・ 障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ・ 介護を行う者の状況（※1）
- ・ 居宅生活支援費の受給の状況
- ・ 施設訓練等支援費の受給の状況
- ・ 支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況
- ・ 障害者の利用意向の具体的内容
- ・ 障害者の置かれている環境
- ・ 指定居宅(施設)支援の提供体制の整備の状況（※2）

（※1） 介護を行う者がいる場合に居宅介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

（※2） サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を勘案し、都道府県、市町村はニーズを踏まえた基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

(2) 支給期間について

支援費を支給する期間については、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、厚生労働省令で定める期間を超えない範囲で市町村が定めるものである。

省令で定める期間(案)

支 援 の 種 類	期 間
身体障害者施設支援、知的障害者施設支援	「3年」
身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援(知的障害者地域生活援助(グループホーム)を除く。)、児童居宅支援	「1年」
知的障害者地域生活援助(グループホーム)	「3年」

（※） 支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

(3) 障害程度区分について

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の額について、障害の程度に係る区分に応じた差異を設けるものである。

障害程度区分については、施設支援を受ける際の、障害の状況に基づいて生じる援助の必要性和援助の困難性を考慮して区分すべきものと考えている。

また、実際の区分の設定にあたっては、簡素で合理的なものにする考えであるが、支援の種類によって援助の必要性和援助の困難性の内容が異なることにかんがみ、支援の種類ごとに障害程度区分を設定する方向で検討をしているところである。

なお、居宅生活支援のうち、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助についても障害の程度により支援費の額に差を設ける必要性について検討することとしている。

(4) 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について

① 相談支援体制の充実

障害者がサービスを選択できるために、障害者が身近なところでサービス選択のために適切な相談、情報提供を受けられるような体制を充実していくことが必要である。

市町村は障害者に対する情報提供や相談・指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービスや指定事業者の選択のための相談支援を、支給申請の受付・審査やサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。

また、市町村の相談業務と併せ、相談支援事業者をはじめ多様な主体が相談業務の担い手となることが期待される場所であり、市町村としてもこれらの機関等の活動の連携・調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。

② サービス利用に係るあっせん・調整、要請

市町村は、障害者の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整、要請を行うこととされており、市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が指定事業者の情報提供とあいまって行われることが必要である。

都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要である。

- なお、施設サービスの利用にあつては必要に応じて、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑に行われるよう、公的な調整システムの構築が重要である。

(5) 支給決定における更生相談所の役割

① 専門的な判定機能

障害程度区分の決定に際し、特に専門的な知見が必要とされる場合に、市町村の求めに応じ、医学的、心理学的、職能的判定を行い、市町村に意見書を送付する。

② その他の役割

ア 入所希望者が多数いる場合の入所調整では、都道府県が市町村間の調整等の重要な役割を果たすことが期待されるが、その際、更生相談所が都道府県の機関として役割を担うことも考えられる。

イ また、同様の状態像の障害者に係る障害程度区分の決定の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるような事態が生じないように、研修等を通じて指導を行うことが期待される。

6 事業者・施設指定基準に関すること

(1) 指定基準の性格

指定基準は、支援費制度において対象となるサービス提供主体の範囲を特定するものである。

また、指定基準は、支援費の対象となるサービスについて一定のサービスの質を確保するとともに、サービス提供主体としての遵守事項を規定することにより、利用契約制度の円滑な運営を確保する観点から設けられるものである。

(2) 指定基準の主な内容

① 人員に関する基準について

基本的には、現行の最低基準等を基に、必要な検討を加え、各施設及び事業ごとに入所者の処遇に直接従事する職員の員数等について規定することとしている。

その際、重度障害者への適切な対応を図るため、障害程度区分を支援費の額に反映させることとしていることも踏まえ、重度の入所者に配慮した人員配置基準とする方向で検討している。

なお、これまでの重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の施設類型については廃止することとしている。

② 設備に関する基準について

基本的には、現行の最低基準等を基に必要な検討を加え、各施設及び事業ごとに入所者の処遇に直接必要な設備・備品等について規定することとしている。

その際、重度の入所者に配慮した設備基準とする方向で検討している。

③ 運営に関する基準について

運営に関する基準については、利用者と事業者の関係及び事業者と市町村・都道府県との関係で支援費制度において必要となる事項について規定することとしている。

具体的には、利用者へのサービス提供にあたって事業者が書面を交付して説明すべき事項、利用者の受給資格等の確認及び正当な理由なくサービスの提供を拒んではないこととする規定（応諾義務）等の事項を置くこととしている。

④ 基準該当居宅支援に係る人員・設備等

多様な事業主体の参入を促し、地域においてきめ細やかなサービスを提供できるよう、サービスの質の確保に留意しつつ、指定居宅支援事業者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準の緩和を図ることとし、法人格がない場合であっても、基準該当居宅支援の対象とする方向で検討中である。

(3) 契約に当たっての基本的な考え方

支援費制度においては、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要がある。

何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者については、本人の意思により本人が契約できるよう、福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人に対する必要な支援が行われることが重要である。

また、契約の締結にあたって成年後見制度の利用が必要となる場合があることから、国としては、成年後見制度の利用の支援策について検討を行っているところである。

(別 冊) 支援費基準及び利用者負担の基本的な考え方と設定に当たっての主な論点

1 支援費基準の基本的な考え方と設定に当たっての主な論点

(1) 設定に当たって原則となる考え方

支援費は、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、市町村長が定める基準によることとされている。

この厚生労働大臣が定める基準の具体的な設定に当たっては、次のような基本的な考え方が重要と考えている。

- 各居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。
- 居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安定的かつ効率的に事業運営が行えるような基準とすること。
- 同一のサービスであれば、設置主体にかかわらず、同一の支援費基準とすること。
- 利用者や事業者などにわかりやすく、簡素で合理的な基準とすること。

(2) 設定に当たって配慮する必要があると考えられる基本的な論点

① 地域生活を推進する観点からの配慮

ノーマライゼーションのもと、障害者の地域生活を推進するためのサービスを評価するような支援費基準を設定することが必要ではないか。

② 重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう障害の程度等を考慮して支援費基準を設定することが必要ではないか。

施設訓練等支援費については、障害程度区分に応じて支援費基準を設定することとなるが、居宅生活支援費のうち、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助に係る支援費基準についても、障害の程度を考慮する方向で検討する必要があるのではないか。

③ 地域差の反映

居宅生活支援及び施設訓練等支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとに支援費基準を設定することが適当ではないか。

④ 現行制度からの円滑な移行

支援費基準の具体的な設定に当たっては、現行の措置制度からの円滑な移行にも十分配慮することが必要ではないか。

2 利用者負担の基本的な考え方と設定に当たっての主な論点

(1) 利用者負担基準設定に当たっての原則

設定に当たっては、①低所得者に配慮し、所得に関わらず必要なときに必要なサービスが利用できるような利用者負担体系とすること、②在宅サービス利用者と施設サービス利用者との負担の均衡を図ること、③全体としてこれまでの公費負担水準を維持することを原則として今後具体的な内容について検討していくこととしている。

(2) 設定に当たっての主な論点

① 扶養義務者の範囲

扶養義務者の範囲については、従来の考え方と同様、民法上の扶養義務者の全てを負担額支払いの対象とするのではなく、現行の措置施設における費用徴収制度を踏まえ、その扶養義務者の取り扱いを超えない範囲で検討することが必要ではないか。

施設訓練等支援及び居宅生活支援について、可能な限り整合性を持った取り扱いになるように検討をすることが必要ではないか。

② 負担能力の判定方法

施設サービス利用者本人については、生活に要する費用の多くが施設運営費の中で賄われていることから、年金等の収入が控除される所得税等による認定方式ではなく、現行通り収入による認定方式が適当ではないか。

在宅サービス利用者本人については、年金等の収入を生活費用に充てることとなるため、これらの収入が控除されることが適当であり、また、数多くの者が利用することが想定されることや、短期入所のように支給決定に当たって時間的な余裕のない場合も考えられることから、迅速かつ比較的簡便な方法である所得税等による認定方式が適当ではないか。

扶養義務者については、その補完的性格及び事務処理を勘案すると、比較的簡便な方法である所得税等による認定方式が適当ではないか。

③ 利用者負担額の設定

施設訓練等支援費の利用者負担の設定に当たっては、現行の費用徴収制度における費用負担額と比べて、著しく異なることのないよう、十分配慮しつつ検討することが必要ではないか。

居宅生活支援費の利用者負担額の設定に当たっては、在宅サービス利用者の負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう配慮しながら、負担額の設定及びその他の仕組みについて検討することが必要ではないか。